

分科会・部会の所掌事務について

1. 分科会の所掌事務

分科会の所掌事務は、こども家庭審議会令（令和 5 年政令第 127 号）第 5 条第 1 項において以下のとおり定められている。

名称	所掌事務
子ども・子育て支援等分科会	一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第一百二十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
児童福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
成育医療等分科会	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2. 部会の所掌事務

部会の所掌事務は、「部会の設置について」（令和 5 年 4 月 21 日こども家庭審議会決定）において以下のとおり定められている。

名称	所掌事務
基本政策部会	1 子ども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価 2 こどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する調査審議 3 児童の権利に関する条約に係る取組に関する調査審議（児童の権利委員会の総括所見の国内施策への適切な反映等） 4 その他こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長すること

	のできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議
幼児期までのこどもの育ち部会	1 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に関する調査審議 2 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議 3 その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等（こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。）
こどもの居場所部会	1 こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）に関する調査審議 2 放課後児童施策に係る調査審議 3 遊びのプログラム等に関する調査審議
科学技術部会	1 生殖補助医療に関する事項及び NIPT 等の出生前検査に関する調査審議 2 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術研究に関する調査審議（こども家庭科学研究や AMED 研究を含む。）
社会的養育・家庭支援部会	1 社会的養育に関する事項の調査審議 2 施設入所児童の権利擁護の向上、適切な処遇支援の実施に関する調査審議 3 児童ポルノ法（平成 11 年法律第 52 号）に基づく児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価等
児童虐待防止対策部会	1 児童虐待防止対策に関する調査審議 2 児童虐待による死亡事例等の総体的な検証等 3 その他虐待防止対策全般に関する調査審議
障害児支援部会	障害児支援に関する調査審議
こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会	1 こどもの貧困対策に係る施策に関する事項の調査審議 2 ひとり親支援施策に関する事項の調査審議